

平成 30 年度第 1 回文化財保護委員会会議録

日 時：平成 30 年 5 月 11 日（金）

午後 1 時 30 分から

場 所：あわら市役所 2 階 202 会議室

（日程）

1. 委嘱状交付
2. 教育長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長および委員長代理の互選
5. 委員長挨拶
6. 議 題
 - (1) 平成 30 年度文化財保護事業の今後の見通しについて
 - (2) その他
7. 閉会

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長谷川裕子	藪内 昭男
川波 久志	藤川 明宏	由水 勇	長谷川 勲

（欠席委員）

なし

（事務局）

文化学習課長	岡田 晃昌	郷土歴史資料館館長	佐藤 雅美
資料館館長補佐	橋本 幸久	資料館学芸員	九千房英之
文化財専門調査員	畑 衣利奈		

【委嘱状交付】

教育長から各委員へ委嘱状を交付

【教育長挨拶】

挨拶終了後、教育長は所用のため退出

【委員紹介】

委員が順次自己紹介を行う。

【委員長および副委員長の選出】

事務局が文化財保護委員の役割について説明を行う。続いて、委員長、委員長代理の選出について説明した後、委員の互選により、委員長に吉田 純一委員、委員長代理に水野 和雄委員が選出され、承認された。

【委員長挨拶】

会 議

【議題】 議題 1：平成 30 年度文化財保護事業計画

(事務局より平成 30 年度について説明)

委員長：事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はありませんか？

委 員：国登録有形文化財の「べにや旅館」が火災で燃えてしまったが、登録を抹消するのか？

事務局：本館、中央館、東館それぞれ個別で登録されていて、本館は蔵のみ、中央館は全焼、東館は一部が残っている。消防署から写真を提供してもらったが一部のみで、現在実況見分中で立ち入り禁止となっているため、中を確認できていない。立ち入りを行ってから再度国や県と相談して対処したい。

委 員：文化財の判断は旅館が落ち着いたあとに相談した方が良い。

委員長：個別で登録しているので、東館は登録を継続できる見通しで対応したら良いのでは？

議題 2：指定文化財候補について

(事務局より説明)

・多賀谷左近石廟について

委員長：事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はありませんか？

委員長：「多賀谷左近の墓」という名称で市文化財（史跡）に指定されているが、墓所として指定されているのでは？

事務局：名称は墓だが、墓所（史跡）として指定されている。

委員長：名称は墓だが、場所として指定したのでないか？関連石塔三基もこのどれかは指定を受けているのでは？

委 員：当時の金津町としては多賀谷左近の墓を史跡として、場所自体を指定したと考えている。

事務局：地面上の石塔類は基本的に未指定と考えている。

委 員：多賀谷左近の墓という名称は紛らわしいのでは？

事務局：昭和 48 年に指定されたので、当時の考えでは今のように区別が明確ではなかったのではないかと思われる。

委員：名称の変更はできないのか？史跡の墓所として変更登録した方が良いと思う。

事務局：名称変更の案を地元で相談し了承が得られれば、委員会の議題で挙げ国へ報告する形となる。

委員長：場所として指定しているので、石塔三基を建造物として指定したいと考えているということよろしいか？

委員：墓所の構成要素として石塔は含まれていないのか？

事務局：全く含まれていないわけではないが、石廟は新しく復元したため含まれていない。指定範囲が不明確なので、今度指定の方向に進むなら、その時に明らかにしたい。

委員：史跡の墓所として指定するときは、石塔や石廟、これに無縫塔も含まれると思うが、建造物として指定する際、無縫塔は含まれるのか？

委員：建造物として石廟や石塔を指定し、史跡の構成要素として石廟、石塔、無縫塔などすべて指定する方法が考えられる。

・仲仕組創立記念の碑について

事務局：石碑について調査してきた長谷川 勲委員から説明をお願いしたい。

委員：竹田川の水運に携わっていた仲仕が陸上輸送に携わるようになり、その組合が結成されたのを記念して建立された碑である。碑文は欠落しているところもあるが、明治 30 年北陸線金津駅開業に伴い、金津町は発展していく。それまで竹田川の水運に携わっていた仲仕組が鉄道の荷物をさばくようになった。鉄道開業に伴い、水運は衰退していくだろうなどと刻まれている。北陸新幹線芦原温泉駅開業の際には保存したい。現在、損傷が激しく解読が難しいので、専門家の分析を仰ぎたい。

委員長：何かご意見、ご質問はありますか？

委員：拓本はとっているのか？

事務局：拓本は資料館で保存している。

委員：新幹線開業に合わせて指定したらどうか？

事務局：新幹線の整備をする中で現在地から JR 芦原温泉駅前に移したいという意向がある。

委員：仲仕組が陸上運送に携わったという言い伝えはあるが、明確な記録としては残っていない。石碑にはそのことが刻まれているので、資料として貴重である。

委員：建造物として指定するのか？

事務局：歴史資料として指定するのがふさわしいのでは？

委員長：今のまま野ざらしの状態ではく落は防げるか？

事務局：指定の際には応急処置として薬品の含浸を行えば多少は防げると思われる。

委員長：新幹線開業より早めに対処されたい。

委員：移設することで場所との関係が離れてもいいのか？

事務局：元々は現JR芦原温泉駅の交番付近にあったとされ、それが整備するとき他の場所に移され、現在は竹田川のほとりにある。そのため、移設すれば元々あった場所に近くなる。

委員：歴史資料としての意味をもつ場所に置かないといけない。

・願泉寺阿弥陀如来立像（彫刻）について

事務局：仏像をご覧になられた藤川委員から説明をお願いしたい。

委員：別の調査で訪ねたが、本尊を見させてもらったところ詳しいことは未調査だが、平安末期のものだと考えられる。越前は戦乱も多く仏像が焼けて少ないといわれてきたが、実は神社の御神体になっていることもある。願泉寺の仏像をみると、目に水晶がはめ込まれているので、江戸時代修理時に直されたのではないかと考えられる。あわら市には他にも古い仏像が眠っているような気がするので、委員になったのをきっかけに調査したいと考えている。

委員長：神社の中にあると、御神体を見せてもらえない。

委員：真宗の寺は古い仏像がないと思い込んでいて、古い仏像がありますと言ってくれないことが多い。

委員長：あわら市の仏像をしっかりと調査したらいいのでは？

事務局：しっかりと調査できればと思うので、その際は藤川委員よろしく願いしたい。

・龍澤寺文書（古文書）について

事務局：史料調査された長谷川 裕子委員から説明をお願いしたい。

委員：古い文書は室町時代のもので、ほとんどが正文である。また、中世朝倉以来の文書が多く残っており、特に用水規定のある文書は貴重である。近年、近世文書も発見されている。あわら市には古文書の指定が一件もないとのことなので、一括して市の指定にしたい。

委員長：あわら市の古文書指定第一号にしたい。

・北潟祭（民俗）について

事務局：昨年この祭を調査された川波委員から説明をお願いしたい。

委員：神仏習合や明治以前の名残がある祭りで、いくつかの集落をもってお祭りが伝えられている。その点からも市の指定にしたい。県の指定まで持っていくのは考え次第だが。あわら市について知らないことが多いので、いろいろ情報があったら教えて欲しい。以前、県で実施した祭り行事調査では80件ほどデータがわかった。市の指定にするには情報が少なすぎるので、確実に1回は調査しないとけない。

事務局：その時はよろしくをお願いしたい。吉崎の神楽など他にも面白い祭りもある。

委員長：祭りは地域のまとまりや繋がりがみえるため非常に大事。よろしくをお願いしたい。

・神宮寺城跡（史跡）について

事務局：水野委員から説明をお願いしたい。

委員：将来的には県指定にしたい。早急に調査して市指定に向けて打診したいと考えている。神宮寺城跡は歴史的には難しいところもあるが、史跡として市指定には充分と思われる。

委員長：新幹線の整備に伴い、史跡の整備は活動的な面で大きな目玉になるのではないだろうか。

事務局：それも含めて検討したい。

・その他について

委員長：候補としてこれだけ挙げたが、天然記念物では何かあるか？

委員：まだ未調査が多いので、今後調査をしていきたいと思う。

委員長：よろしくをお願いしたい。

・あわら市指定史跡 細呂木製鉄遺跡の現状変更について

（事務局から説明）

委員：試掘調査は教育委員会の調査が入るのか？

事務局：範囲確認調査を行う予定になっている。

委員：史跡外のところに小屋を建てる予定はあるか？史跡そのものにかかるなら最低限の調査が必要。

事務局：本格調査ではない、範囲を確認することで史跡本体を傷つけないように指導する。

委員：将来的にどう保存、保護するのか？

事務局：今のところ、覆屋を建てる予定。遺構断面をコーティングする方法もあるが、他でカビが発生する事例があったとのことで導入は難しい。覆屋を設置し、法面の崩落防止のため盛土をするのが良いと考えている。他にも委員からのアドバイスを受けながら、市が指導して進めていきたい。

委員長：これについて、委員会として承諾ないし許可するなどの意思表示をしないといけないのか？

事務局：史跡での現状変更の場合、事前申請による許可制となっている。許可の際には許可書を管理者に発行する必要がある。

委員：許可書は教育委員会が出すのか？

事務局：教育委員会が発行する。

委員長：遺構そのものについて、本来は法面から道路に向かい伸びていたと思われるが、この削れた地表面は何も調査していないのか？

事務局：そこは調査していない。

委員長：その辺りにも覆屋が建つのではないか？

事務局：元々の遺構は、現在の地表面より下には残っていないと判断している。

委員：史跡の指定範囲は？赤で示されているところか？

事務局：字番指定なのでもっと広範囲となる。

委員：資料に指定範囲全体を入れてほしい。

委員長：実際の調査を教育委員会で行うということがよくある。そこは信頼してやってもらうということで。

委員：所有者の承諾はあるのか？

事務局：所有者から現状変更承諾書以外に発掘調査の許可書ももらっている。

委員長：これにて第1回文化財保護委員会を終了する。